



36 協定チェックリストで労働時間等の検証を強化しよう

2020年以降のコロナ禍において、ジェイアールバス関東においては業務量の減少に比例して総労働日数・総労働時間は当面の目標としてきた256日・2000時間を大きく下回っており、会社は「**繁閑の差が著しいバス事業を安定的に運営するために36協定必須なもの**」「**2021年度は36協定や改善基準に抵触する事象はない**」としています。

一方36協定は締結以降も違反が無い状態を継続させていくことが大前提であり、昨今の**退職者増加→業務量回復→休日出勤増→新たな人材確保の厳しい状況**が顕著となるなか、**先行き不透明な会社経営と同時にこれからの私たちの働き方・労働時間も不透明**であると言えます。2024年4月にはバス運転者に猶予されていた働き方改革関連法（改善基準告示の見直し）の施行を控え、36協定の締結にあたっては**日々の労働時間等の検証とともに、人材確保も踏まえた明確な事業の将来展望が必要不可欠**です。

乗務割交番について（乗務員）

- 循環交番が明示されているか
- 平均勤務時間は何時間か（7時間10分が基本）
- 勤務間インターバルは8時間以上あるか

年休申し込みと交番明示について

- 年休申し込み簿は様式4号に基づいたものか
- 前月25日に交番が明示されているか
- 休日出勤について交番発表前に通知されているか
- 公休日・特休日が移動されていないか
- 申し込んだ年休が全て付与されているか
- 連続乗務日数は原則6日（最大でも8日）が守られているか【社内通達により規定】
- 公休日労働が月3日以上行われていないか【改善基準】
- 休日出勤は月に何回あるか
- 時間外労働について、日8時間・月45時間・年330時間の限度時間オーバーはないか
- 公休日前後の休息期間について39時間30分を下回っていないか【就業規則】
- 休日（特休・年休・代休等）前後の休息期間が32時間を下回っていないか【改善基準】
- 年休を失効していないか

行路内容について（乗務員）

- 1日の拘束時間が13時間を超えていないか【改善基準告示】
- 遅れ超勤を1分単位で申請しているか
- 遅れによる拘束時間延長を加味しているか

その他

- 36協定が職場のわかりやすい場所に掲示されているか【労働基準法】
- 年休残日数を本人の押印により毎月確認しているか
- 勤務変更はルール通り行われているか（一旦指定した勤務の取り扱い）



**私たちの日常の労働を提示交番・勤務実績表でチェックし
改善が必要な項目を職場で出しあって、議論を高めよう！**